

# 青森県報

第四千五百四十二号

平成三十年  
十二月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○特定行為業務の登録.....(高年齢福祉課).....一

### 公 告

○青森県情報資産管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札.....(情システム課).....一

○青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表.....(水産振興課).....三

### 出先機関

○道路の位置の指定.....(上北地域).....五

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....(事務局).....五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....(同).....六

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....(同).....六

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出.....(同).....七

○海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数.....(同).....七

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合).....(同).....七

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

## 告 示

### 青森県告示第八百二十九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 三四
登録年月日	平成 三〇・一二・三
氏名又は 名称	社会福祉 法人吉幸 会
住所	三戸郡五 戸町字苗 三〇の六
事業名称	特別養護 老人ホーム の森
所在地	下北郡東 通村大字 砂子又字 桑原山一 の〇六
業務開始 年月日	平成 三〇・一 ・一
備考	地域密着 型介護老 人福祉施 設入所者 生活介護

## 公 告

### 青森県情報資産管理システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県情報資産管理システム機器等 一式

## 二 賃貸借期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

## 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

4 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

5 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならぬ。

らない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

## 4 提出期限

平成三十一年一月十五日 午後五時

## 5 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

## 6 提出部数 一部

## 六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

## 2 入札書の提出期限

平成三十一年一月三十日 午後二時

## 3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟四階E会議室

平成三十一年一月三十一日 午前十時

## 七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

## 八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

## 十 落札者の決定方法

1 予定価格の制限の範囲内で賃借料に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成三十年度の契約金額とする。ただし、平成三十一年度から平成三十四年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、平成三十五年度の契約金額は落札価格に十一を乗じた額とする。

SUMMARY

I Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 p.m. January 30, 2019

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division

Department of Policy and Planning  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9160

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第八項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成三十年十月一日公表）の一部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成三十年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

（別添）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第一の別に定める「くろまぐろ」について（第四管理期間）第二及び第三を次のように改める。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について青森県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの漁獲可能量について、青森県に定められた魚体サイズ別の数量(以下「知事管理量」という。)と留保量は次表のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	211.5トン	うち14.4トン を留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	402.0トン	うち6.9トン を留保する

\*1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(別添)青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について(第4管理期間)(以下「県計画別添」という。)の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

\*2 全国における小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量に関する事項

定置漁業について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。

漁業協同組合	大型魚	小型魚
大間越漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
深浦漁業協同組合	0.8 トン	7.6 トン
風合瀬漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
新深浦町漁業協同組合	1.4 トン	3.7 トン
赤石水産漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
鱒ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
車力漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
十三漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
下前漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
小泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三厩漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
外ヶ浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
佐井村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
奥戸漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
蛇浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
易園間漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*

下風呂漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
大畑町漁業協同組合	0.2 トン*	0.6 トン
関根浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
石持漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
野牛漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
岩屋漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
尻屋漁業協同組合	3.8 トン	9.1 トン
尻労漁業協同組合	6.9 トン	21.8 トン
猿ヶ森漁業協同組合	0.2 トン*	0.5 トン
小田野沢漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
白糠漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
泊漁業協同組合	0.2 トン*	0.4 トン
六ヶ所村海水漁業協同組合	0.8 トン	1.1 トン
六ヶ所村漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
三沢市漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
百石町漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
市川漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸みふと漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸駿浦漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
八戸市南浜漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
階上漁業協同組合	0.2 トン*	0.1 トン*
(合計)	20.3 トン	47.8 トン
(うち留保枠扱い)	6.6 トン*	3.0 トン*
承認漁業等について小型魚・大型魚別の割当量は次表のとおりとする。		
漁業協同組合	大型魚	小型魚
深浦漁業協同組合	3.3 トン	20.8 トン
風合瀬漁業協同組合	16.8 トン	21.7 トン
新深浦町漁業協同組合	30.1 トン	52.3 トン
鱒ヶ沢漁業協同組合	0.2 トン*	3.8 トン
車力漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
十三漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
下前漁業協同組合	6.9 トン	8.8 トン
小泊漁業協同組合	15.5 トン	28.2 トン
三厩漁業協同組合	65.1 トン	3.5 トン
竜飛合別漁業協同組合	15.0 トン	1.9 トン
外ヶ浜漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
平内町漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
佐井村漁業協同組合	0.5 トン	0.1 トン*

奥戸漁業協同組合	15.3 トン	1.1 トン*
大間漁業協同組合	199.9 トン	8.4 トン
蛇浦漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
易国間漁業協同組合	0.4 トン	0.1 トン*
下風呂漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
大畑町漁業協同組合	12.6 トン	1.9 トン
関根浜漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
野牛漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
岩屋漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
白糠漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
泊漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
三沢市漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
階上漁業協同組合	0.0 トン	0.0 トン
(合計)	381.6 トン	152.6 トン
(うち留保枠扱い)	0.2 トン*	0.3 トン*

ただし、大型魚0.2トン、小型魚0.1トンの配分は県の留保枠であり、これを受けた漁業協同組合は、積極的な操業を自粛するとともに、混獲した死亡個体以外を水揚げしてはならない。

これらの知事管理量は、別に定める認定協定の措置により厳格に管理する。また、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量の移譲について協議が調った場合には、知事はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる小型魚・大型魚別及び採捕の種類別、漁業協同組合別の割当量は、当該移譲を反映した数量とする。ただし、大型魚から小型魚への移譲は認められない。また、小型魚から大型魚への移譲にあたって、漁業協同組合は、事前に県と協議しなければならない。

なお、本県は、本県の小型魚・大型魚別及び採捕の種類別の採捕の数量が各割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は定めた小型魚・大型魚ごと及び採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令を発出する。

## 出 先 機 関

### 上北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十九日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市大字二本木字西金崎一四七の一、一四七の四	八五・七四メートル	六・〇〇メートル	平成三〇・一二・一〇

## 選 挙 管 理 委 員 会

### 青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	氏名	氏名	主たる事務所の所在地	年月日
吉田洗龍後援会	宮野 尚武	吉田 幾子	八戸市大字市川町 字桔梗野上四の五	平成 三〇・二・五	
松橋勝利後援会	工藤 隆夫	松橋 正大	つがる市富范町里 見三六	三〇・二・七	
秋田谷建幸後援会	蝦名 正生	工藤 鶴美	つがる市下車力町 盛野二九	三〇・二・八	

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党下田支部 (吉田 勝志)	会計責任者	北向 博正	川崎 悦孝	平成 三〇・二・一
自由民主党大鰐町支部 (中島 英臣)	主たる事務所の所在地	南津軽郡大鰐町 大字居士宮本 五九	南津軽郡大鰐町 大字長峰字駒ノ 台一七六	三〇・二・一
自由民主党青森県 宅建支部 (橋場 寛)	代表者	中島 英臣	吹田 昭蔵	
	会計責任者	小野寺 正	杉野森 照道	三〇・五・三〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
三村申吾後援会 (石田 正実)	会計責任者	伊藤 英二	西舘 正蔵	平成 三〇・一〇・三
三村輝文後援会 (三村 輝文)	会計責任者	伊藤 英二	西舘 正蔵	三〇・一〇・三
ふくし直治後援会 (熊谷 範一)	政治団体の名称	ふくし直治後援会	富士なおはる後援会	三〇・一〇・三
関良後援会 (松山 慶一)	代表者	松山 慶一	石田 弘輝	三〇・二・一
石岡ちづこ後援会 (加藤 雅子)	代表者	加藤 雅子	石岡 千鶴子	三〇・二・一
青森県宅建政治連盟 (橋場 寛)	会計責任者	小野寺 正	杉野森 照道	三〇・五・三〇

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
相馬鋁一後援会	相馬 鋁一	平成三〇・九・三〇
相馬鋁一後援会連合会	三上 鉄也	三〇・九・三〇
相馬鋁一税理士後援会	三上 三郎	三〇・九・三〇
相馬鋁一西地区後援会	木村 修三	三〇・九・三〇

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
相馬 鋳一	相馬鋳一後援会	平成三〇・九・三〇

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成三十年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 二、五七三人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 二、一二五人

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

平成三十年十二月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
  - 二二、二八三人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 二二、二八三人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 六、八二〇 人
  - 西津軽郡選挙区 五、五三二 人
  - 南津軽郡選挙区 六、五七三 人
  - 北津軽郡選挙区 七、七七四 人
  - 上北郡選挙区 二七、九三三 人
  - 三戸郡選挙区 一九、八〇五 人
  - 青森市選挙区 八一、四六八 人
  - 弘前市選挙区 四九、八九三 人
  - 八戸市選挙区 六五、二二六 人
  - 黒石市選挙区 九、六七五 人
  - 五所川原市選挙区 一九、二六九 人
  - 十和田市選挙区 一七、六一九 人
  - 三沢市選挙区 一一、〇一五 人
  - むつ市選挙区 二一、二九九 人
  - つがる市選挙区 九、五二九 人
  - 平川市選挙区 一一、九四四 人

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

平成三十年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成29年分(1)政党の支部の(ウ)本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

自由民主党青森県八戸市第四支部	自由民主党青森県第三選挙区支部	300,000	を
自由民主党青森県八戸市第四支部	自由民主党八戸市支部	300,000	に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

平成三十年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成三十年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成29年分(1)政党の支部のア統括表自由民主党黒石市支部の項中

1,255,544	955,544
601,540	601,540
654,004	354,004
717,131	717,131
54,000	54,000
52	52

600,000	300,000
4	4
を	に訂正する。

300,000	300,000
406,861	406,861
10,270	10,270
717,131	717,131

政治団体の収支報告書の要旨の平成29年分(1)政党の支部の(ウ)本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

自由民主党黒石市支部	自由民主党青森県第四選挙区支部	600,000	を
自由民主党黒石市支部	自由民主党青森県第四選挙区支部	300,000	に訂正する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭